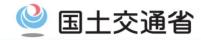
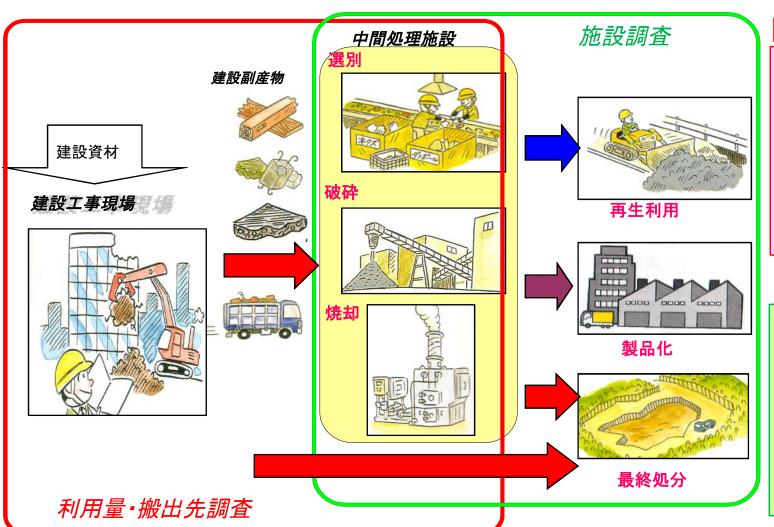
令和6年度建設副產物実態調査



建設副産物実態調査



- 〇全国の建設工事や再資源化施設等を対象に、建設副産物の発生量、再資源化状況及 び最終処分量等の動向を把握する調査。
- ○結果は、建設リサイクル施策の立案及び進捗評価等に活用。



【利用量•搬出先調査】

- ①建設資材利用量
- ②再生資材の利用状況・ 供給元
- ③建設副産物の発生量、 現場内利用・減量化状 況、場外搬出状況

等

【施設調査】

- ①中間処理施設等の数、 処理能力
- ②最終処分場の数、 残余容量
- ③施設での再資源化·減量化·最終処分量

等

リサイクル推進計画2020の達成状況の把握



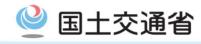
〇建設リサイクル推進計画2020の目標設定年度は2024(R6)年度であり、来年度、<u>建設副</u> 産物実態調査を実施し達成状況を把握。

「建設リサイクル推進計画2020」で設定された達成基準値

品目		指標	2018 目標値	2018 実績値	2024 達成基準
	アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	99%以上	99.5%	99%以上
	コンクリート塊	再資源化率	99%以上	99.3%	99%以上
	建設発生木材	再資源化· 縮減率	95%以上	96.2%	97%以上
	建設汚泥	再資源化· 縮減率	90%以上	94.6%	95%以上
	建設混合廃棄物	排出率	3.5%以下	3.1%	3.0%以下
建設廃棄物全体		再資源化· 縮減率	96%以上	97.2%	98%以上
建設発生土		有効利用率	80%以上	79.8%	80%以上

目標の達成状況を把握・評価し、リサイクル推進計画をフォローアップ

令和6年度 建設副産物実態調査 調査概要



○今回調査では新たに、利用量・搬出先調査で、ストックヤード運営事業者登録制度の登録ストックヤードの活用状況や、施設調査で廃プラスチックを調査対象に追加する等の変更を予定。

調査種類		調査対象(<mark>変更事項</mark>)	H30調査からの変更	
利用量•	公共工事	請負金額100万円以上の工事	変更なし	
│搬出先調査 ┃	民間公益工事	請負金額100万円以上の工事	変更なし	
	民間工事	① 調査対象年度に完成した「資源有効利用促進法」に定めた一定規模以上の工事	変更なし	
		② 調査対象年9月に完成した請負金額100万円以上の工事		
施設調査		① 建設発生土利用促進施設 (ストックヤード、土質改良プラント、受入地)	廃プラスチック処理施設の追加(建 設工事から発生する廃プラスチック	
		② 建設廃棄物の中間処理施設及び最終処分場 (建設混合廃棄物、がれき類、木くず、廃塩ビ管・継手、 <mark>廃プラスチック</mark> 、 廃石膏ボード、建設汚泥、安定型・管理型最終処分場)	の処理状況を把握し、リサイクルを 推進するため)	

前回(2018年度)調査からの主な変更点

- ■利用量・搬出先調査
 - 建設発生土のストックヤード運営事業者登録制度による、登録ストックヤードの活用状況を把握
- ■施設調査
 - 廃プラスチックの中間処理施設を調査対象に追加
- ■その他
 - 紙帳票を廃止

令和6年度 建設副產物実態調查 調查概要



- 〇利用量・搬出先調査は、公共工事、民間公益工事、民間工事を対象に調査を実施。
- 〇施設調査は、建設発生土利用促進施設、廃棄物の再資源化施設、最終処分場に調査を 実施。

「利用量・搬出先調査」

区分		調査対象工事		
	国土交通省直轄	地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局 の発注工事		
公共	農林水産省直轄 その他の国の機関	地方農政局の発注工事 文部科学省、防衛省の発注工事		
共工事	特殊法人等	国土交通省、農林水産省所管の特殊法人等の 発注工事		
	都道府県・政令市	都道府県及びその外郭団体の発注工事		
	市区町村 (政令市除く)	東京23区、政令市以外の市町村及び その外郭団体の発注工事		
(]	間公益工事 電力、ガス、電気通信、 R 、大手私鉄各社)	各地方の電力、ガス会社、電気通信系会社、 JR、大手私鉄各社の発注工事		
民間工事 (民間公益工事除く)		日本建設業連合会、プレハブ建築協会、日本 ツーバイフォー建築協会、日本木造住宅産業 協会、日本道路建設業協会、全国建設業協会 加盟の都道府県建設業協会、全国解体工事業 団体連合会加盟の都府県解体業協会、全国工 務店協会 上記の協会の加盟会社が元請する工事のうち、 上記民間公益工事以外の民間工事(個人発注 も含む)		

「施設調査」

調査対象施設

- ·建設発生土利用促進施設
- ・建設廃棄物の中間処理施設
- ・建設廃棄物の最終処分場

*資源有効利用促進法に定められた 一定規模以上の工事

再生資源利用計画書(実施書)

次のいずれか1つでも満たす建設資材を搬入する建設工事

- 1. 土砂・・・・・・・・500㎡以上
- 3 加 熱 ア ス フ ァ ル ト 混 合 物 ・・・ 2 0 0 t 以 上

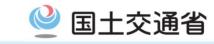
再生資源利用促進計画書(実施書)

次のいずれか1つでも満たす指定副産物を搬出する建設工事

- 1. 土砂······500m3以上
- 2. コンクリート塊 アスファルト・コンクリート塊 建設発生木材

···合計200t以上

令和6年度 建設副産物実態調査 調査概要



- 〇利用量・搬出先調査の調査対象品目は、搬入する建設資材14品目及び、搬出される建設副産物14品目。
- 〇施設調査は、排出される建設副産物のうち、コンクリート塊、建設汚泥等10品目を対象。

調査対象品目

建設資材【搬入】

- ◆土砂 山砂、山土などの新材 土質改良土 建設発生土 浚渫土 建設汚泥処理土 再生コンクリート砂
- ◆コンクリート 生コンクリート コンクリート二次製品
- ◆木材
- ◆アスファルト混合物
- ◆砕石鉱さいクラッシャランぐり石、割ぐり石、自然石その他の砕石

建設副産物【搬出】

- ◆コンクリート塊
- **◆アスファルト・コンクリート塊**
- ◆建設発生木材A(木製資材が廃棄物となったもの)
- ◆建設発生木材B(伐木材、伐根材等が廃棄物となったもの)
- **◆**建設汚泥
- ◆金属くず
- ◆紙くず
- ◆<u>廃プラスチック類(廃塩化ビニル管・継手除く)</u>
- ◆<u>廃塩化ビニル管・継手</u>
- ◆廃石膏ボード
- ◆その他分別された廃棄物
- ◆<u>建設混合廃棄物</u>
- ◆建設発生土
- ◆浚渫土

***下線**:施設調査での対象品目(10品目)